



持続可能な環境配慮型社会づくり ～循環型社会づくり計画の推進～

県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民・事業者・市町村とともに、具体的に進めていくために、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、平成17年3月及び平成20年3月に改定を行うなど、計画に位置付けられた施策事業を見直しながら推進してきました。

しかし、廃棄物の発生抑制や適正処理等、廃棄物を取り巻く諸課題は依然として残されているだけでなく、前回の改定後には、東日本大震災の発生等、新たな状況も生じています。

さらに、中・長期的には、資源の制約、地球温暖化等の課題に対応し、持続可能な社会を今後の世代に引き継ぐために、資源循環を進め、社会の中から廃棄物となるものをできる限りなくしていくことが必要です。

こうした観点から計画を平成24年3月に「神奈川県循環型社会づくり計画」として改定し、循環型社会の実現に向けた取組を進めています。

1 「神奈川県循環型社会づくり計画」とは

「神奈川県循環型社会づくり計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法定計画であるとともに、循環型社会の実現に向けて県民・事業者・行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して取組を進めるための行動計画です。

計画期間：平成24年度から33年度までの10年間

事業計画：平成24年度から28年度までの5年間

また、「神奈川県循環型社会づくり計画」は、県の総合計画である「かながわランドデザイン」を支える主な個別計画として位置付けられるものです。

2 基本理念（本県の目指す姿）

「廃棄物ゼロ社会」

持続可能な社会を作っていくためには、県民・事業者・行政が環境の保全に配慮し、もの・資源を大切に、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動を営むとともに、廃棄物の排出者だけではなく、製品の製造者等も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取り入れた循環型社会を実現する必要があります。

循環型社会では、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような「廃棄物ゼロ社会」を目指すことになります。つまり、循環型社会の最終目標が廃棄物ゼロとなります。

○「廃棄物ゼロ社会」とは

社会の中で「廃棄物＝不要なもの」を「ゼロ」にしていく決意をストレートに訴えるメッセージ
⇒ 個々にとって不要なものも、社会全体としては有用物として生かす（＝資源循環）

3 計画目標

「廃棄物ゼロ社会」を目指す中で、県民・事業者・行政がともに取り組む具体的な指標として、計画目標を設定しました。設定にあたっては、排出量に着目し、また、県民・事業者それぞれにとっての目標となるように、「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動から排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物と産業廃棄物）」としました。

- ① 生活系ごみ一人一日あたりの排出量
730g (21年度) → 680g (計画最終年度 33年度) 【50g 削減】
- ② 事業活動による廃棄物の県内GDP (県内総生産) 1 億円あたりの排出量
54.6トン (21年度) → 53.6トン (計画最終年度 33年度) 【1 トン削減】

4 廃棄物の将来推計 (計画実施後)

本計画に記載した施策事業を実施し、計画目標を達成した場合の計画最終年度の排出量等を、次のとおり見込んでいます。

		基準年度	将来推計 (計画実施後)
		平成 21 年度	平成 33 年度
一般廃棄物	排 出 量	313 万トン	292 万トン
	再 生 利 用 率	25%	31%
	最 終 処 分 量	29 万トン	25 万トン
産業廃棄物	排 出 量	1,716 万トン	1,692 万トン
	再 生 利 用 率	41%	42%
	最 終 処 分 量	114 万トン	72 万トン

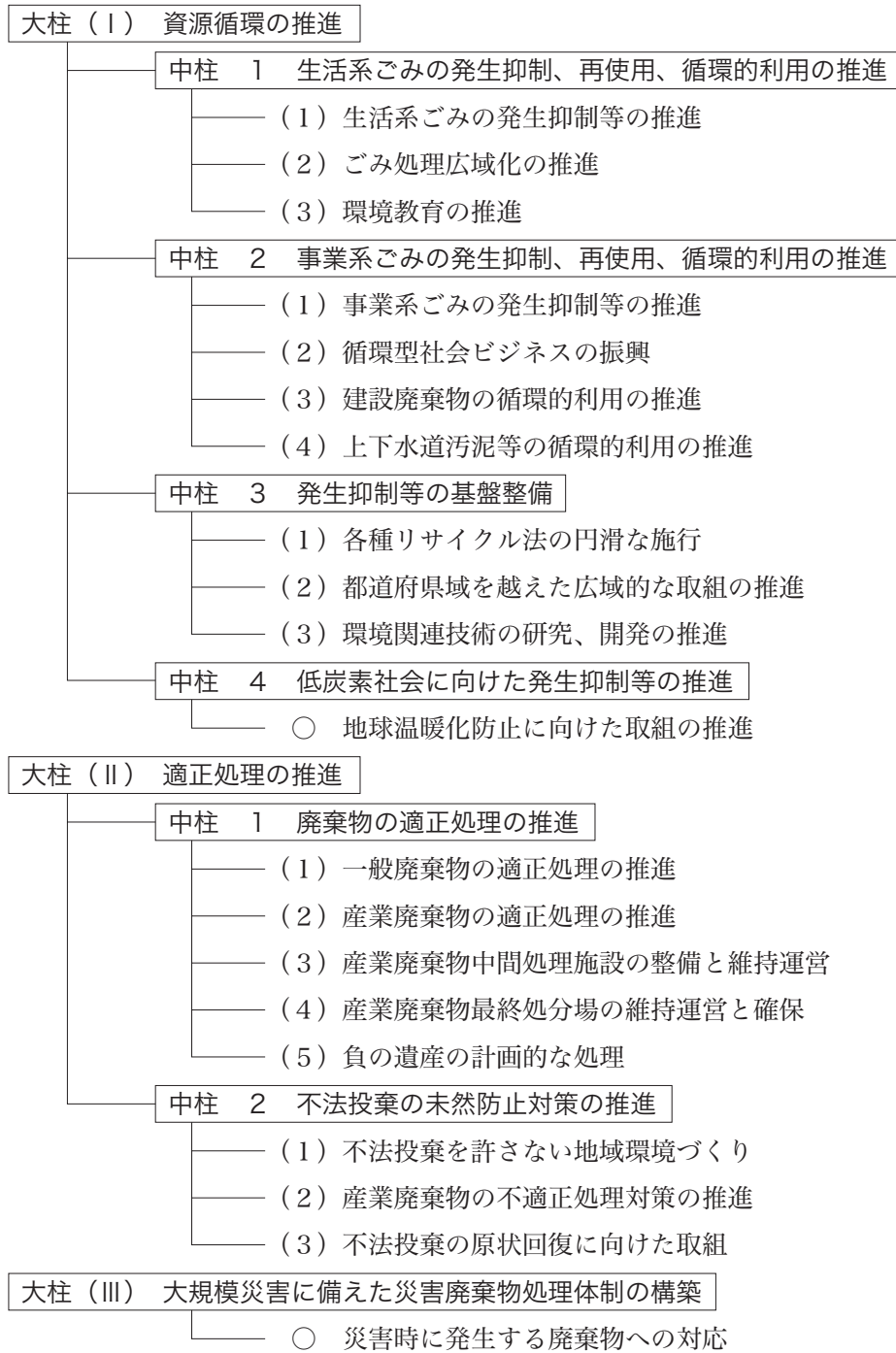
5 施策事業体系

1 施策の基本的な方向

「廃棄物ゼロ社会」を目指して、日々の生活や産業活動の中で不要となるものをできるだけ少なくするというだけでなく、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かしていくよう、安全・安心な適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環に取り組んでいきます。

なお、施策体系については、対象者別とし、家庭から排出される生活系ごみと、事業活動から排出される事業系ごみとに再構成するとともに、地球温暖化対策を明確に位置づけるための柱立てを追加するなど、再構築を行っています。

2 施策事業の柱



6 計画の推進

1 県民・事業者・市町村・県の役割分担と協働

廃棄物問題は、日常生活や通常の事業活動に起因していることから、その解決には、各主体による自主的な行動が必要です。そのため、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら廃棄物対策に取り組むことが重要です。

■ 県民の役割

県民は、廃棄物問題を自らの課題として、大量消費・大量廃棄型の生活から、環境に配慮した製品を購入するなど、廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）に自ら取り組むとともに、ごみの分別など3Rの推進に向けた施策に協力することが必要です。

■ 事業者の役割

○ 排出事業者の役割

廃棄物を排出する事業者は、生産や流通過程において、可能な限り廃棄物の発生を抑制し、再利用・再生利用を行うとともに、排出する廃棄物を適正に処理することが必要です。また、生産する製品の設計の工夫などを行い、消費や廃棄の段階で廃棄物がより少なくなるよう努めることが必要です。

○ 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、環境負荷の低減のため、廃棄物の適正な利用や処理を行うことが必要です。

■ 市町村の役割

市町村は、域内の一般廃棄物について、発生抑制・再利用・再生利用の推進と、安全、安心な処理を進めるとともに、循環型社会づくりに向けた住民・事業者の取組を支援する役割を担います。

■ 県の役割

県は、広域的な観点から、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用及び適正処理の推進と、県民・事業者・市町村の取組のコーディネーターとして、循環型社会に向けた取組を推進します。

なお、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）は、産業廃棄物に関する規制指導について、県と同様の役割を担っています。

② 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度、廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量等の状況や事業の進捗状況を把握する等進行管理を行うとともに、県のホームページ等に掲載し、県民の皆様からご意見をいただくこととしています。



「神奈川県循環型社会づくり計画について」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7178/>